

事務連絡  
令和8年3月27日

地方厚生（支）局  
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

中小事業主掛金納付制度に係る審査要領の改定について

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）の一部の施行及び国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第48号）の施行に伴い、中小事業主掛金納付制度に係る審査要領について、別紙のとおり改定し、令和8年4月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

中小事業主掛金納付制度に係る審査要領 新旧対照表

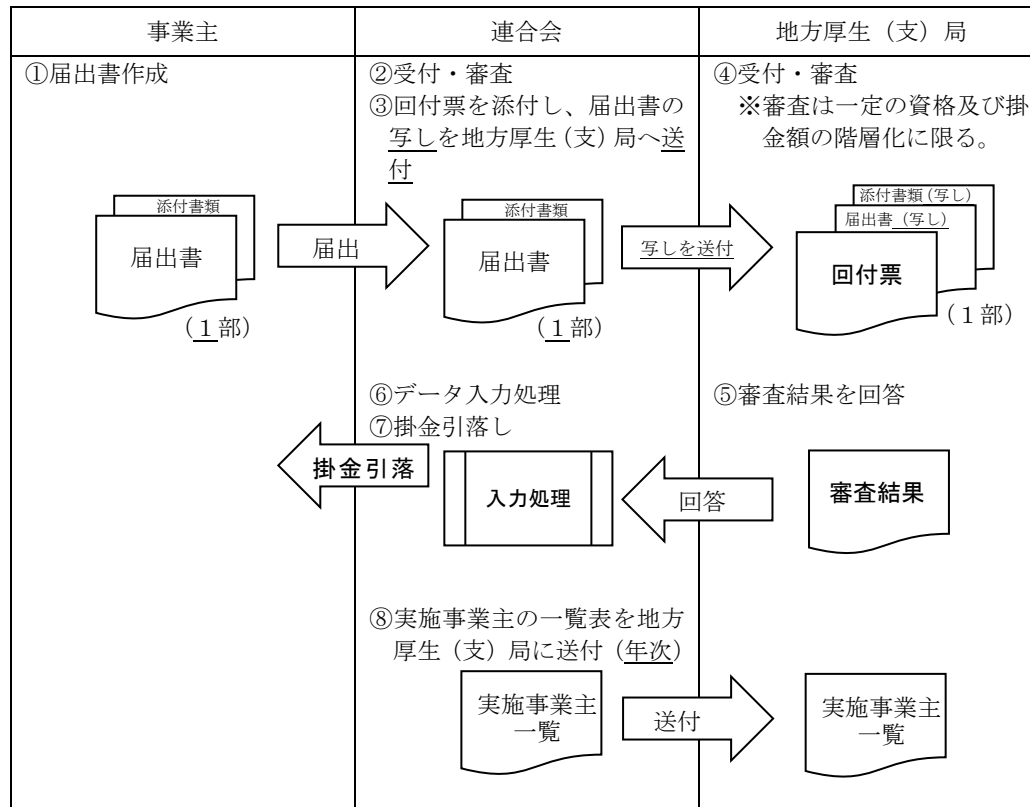
新（修正後）	旧
<p><b>1. 制度の概要</b> （略）</p> <p><b>2. 各種手続</b></p> <p>（1）開始</p> <p>事業主は、中小事業主掛金の納付を開始するときは、事業主が使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がないときは、当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者）の同意を得て、以下の事項を記載した届出書を、連合会に届け出るものとする。<u>なお、連合会は当該届出書の写しを厚生労働大臣（地方厚生（支）局）に送付する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（2）変更</p> <p>事業主は、（1）により届け出た事項に変更があったときは、以下の事項を記載した届出書を、連合会に届け出るものとする。<u>なお、連合会は当該届出書の写しを厚生労働大臣（地方厚生（支）局）に送付する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）終了</p> <p>事業主は、（1）により届け出た中小事業主掛金の拠出をしないこととなったときは、以下の事項を記載した届出書を、連合会に届け出るものとする。<u>なお、連合会は当該届出書の写しを厚生労働大臣（地方厚生（支）局）に送付する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（4）現況届（毎年1回）</p>	<p><b>1. 制度の概要</b> （略）</p> <p><b>2. 各種手続</b></p> <p>（1）開始</p> <p>事業主は、中小事業主掛金の納付を開始するときは、事業主が使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がないときは、当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者）の同意を得て、以下の事項を記載した届出書を、<u>厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（2）変更</p> <p>事業主は、（1）により届け出た事項に変更があったときは、以下の事項を記載した届出書を、<u>厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）終了</p> <p>事業主は、（1）により届け出た中小事業主掛金の拠出をしないこととなったときは、以下の事項を記載した届出書を、<u>厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（4）現況届（毎年1回）</p>

事業主は、毎年1回、様式第 K-327 号（事業主の資格に関する現況）を、連合会に届け出るものとする。なお、連合会は当該届出書の写しを厚生労働大臣（地方厚生（支）局）に送付する。

### 3. 審査手順

(1) 事務処理の流れ

(ア) 開始時及び変更時



#### 【事業主が実施する内容】

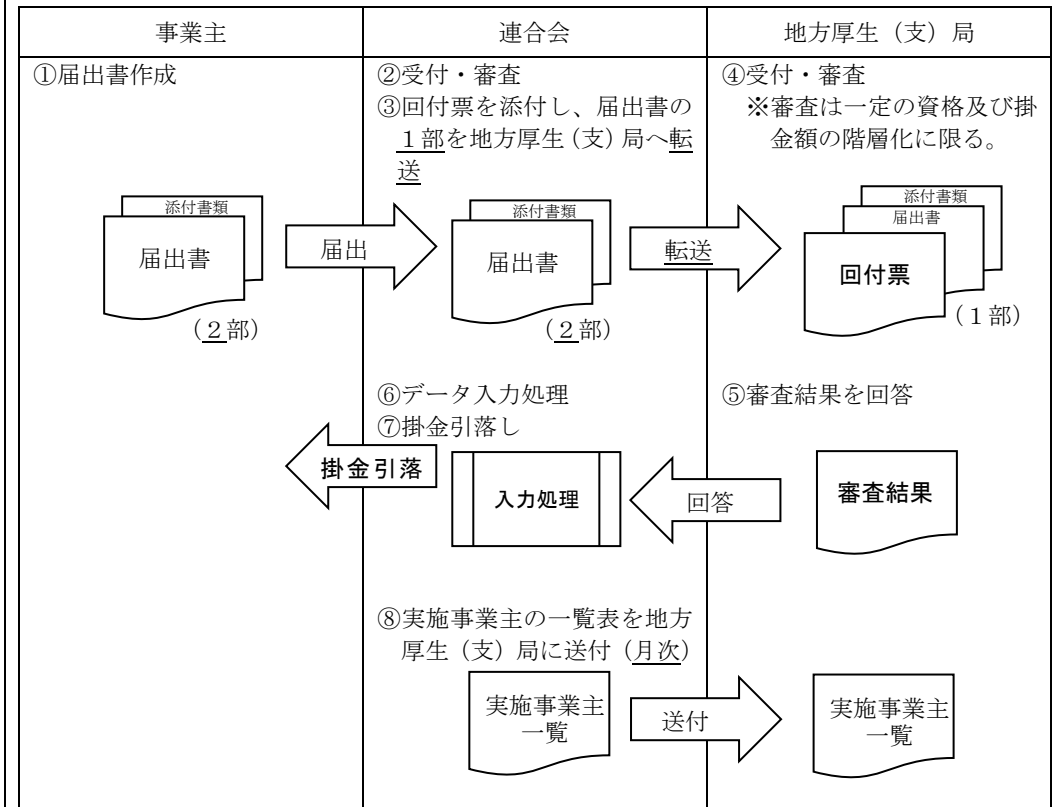
- ① 届出書を1部（連合会宛て）作成し、連合会に届出。

事業主は、毎年1回、様式第 K-327 号（事業主の資格に関する現況）を、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。

### 3. 審査手順

(1) 事務処理の流れ

(ア) 開始時及び変更時



#### 【事業主が実施する内容】

- ① 届出書を2部（地方厚生（支）局宛て及び連合会宛て）作成し、2部を連

【連合会が実施する内容】

② (略)

③ 回付票を添付し、届出書の写しを地方厚生（支）局に送付(週 2 回)。

【地方厚生（支）局が実施する内容】

④～⑤ (略)

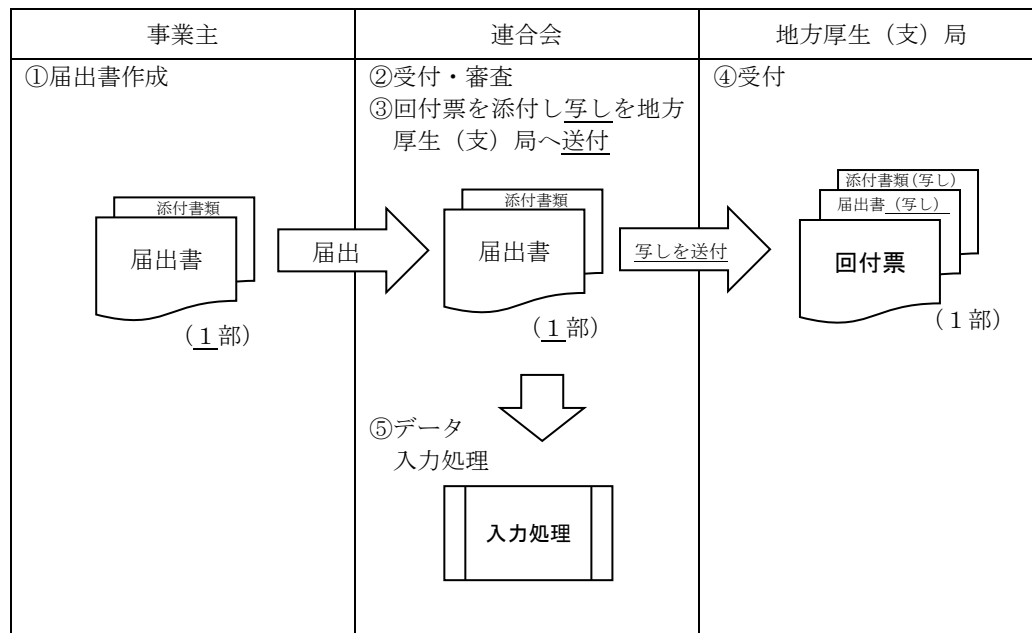
【連合会が実施する内容】

⑥⑦ (略)

(年次処理)

⑧ (略)

(イ) 終了時



【事業主が実施する内容】

合会に届出。

【連合会が実施する内容】

② (略)

③ 回付票を添付し、届出書の1部を地方厚生（支）局に転送(週 2 回)。

【地方厚生（支）局が実施する内容】

④～⑤ (略)

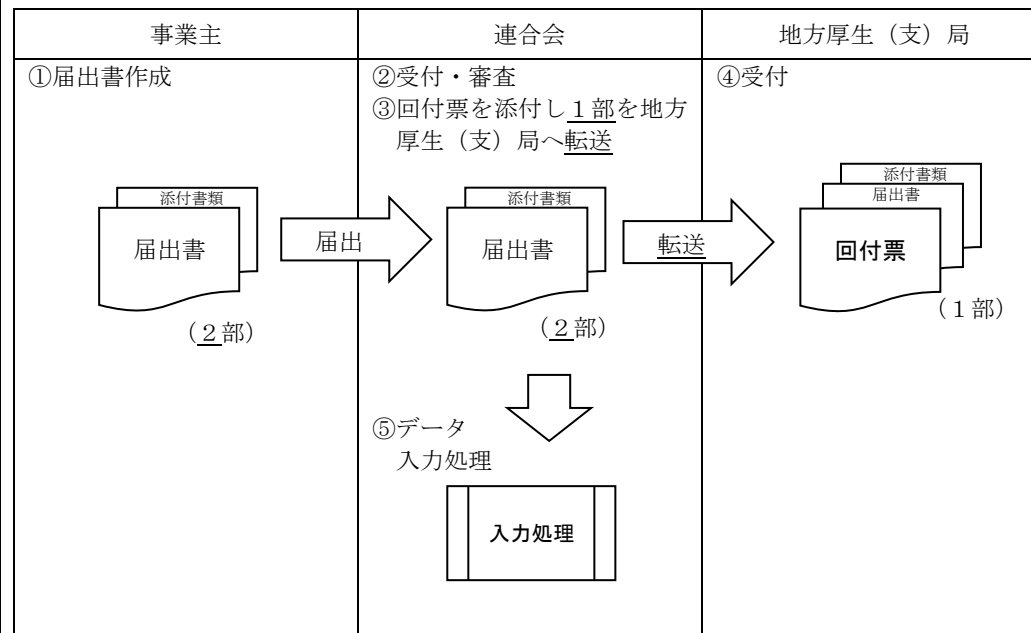
【連合会が実施する内容】

⑥⑦ (略)

(月次処理)

⑧ (略)

(イ) 終了時



【事業主が実施する内容】

① 届出書を1部（連合会宛て）作成し、連合会に届出。

【連合会が実施する内容】

② （略）

③ 回付票を添付し、届出書の写しを地方厚生（支）局に送付（週2回）。

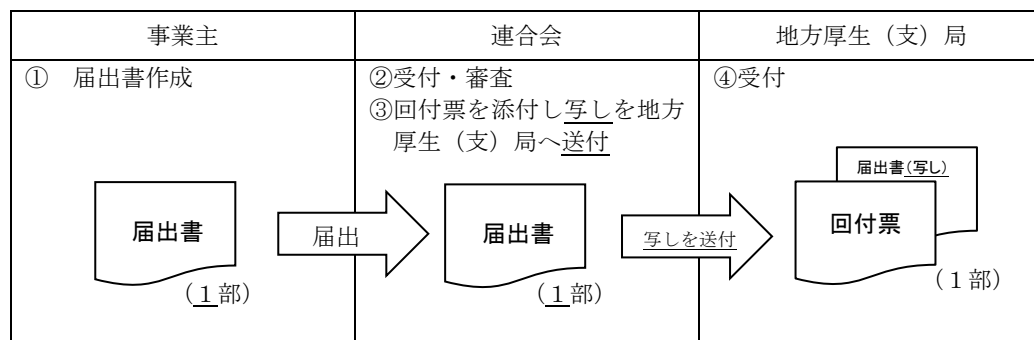
【地方厚生（支）局が実施する内容】

④ （略）

【連合会が実施する内容】

⑤ （略）

（ウ）毎年1回の現況届



【事業主が実施する内容】

① 届出書を1部（連合会宛て）作成し、連合会に届出。

【連合会が実施する内容】

② （略）

③ 回付票を添付し、届出書の写しを地方厚生（支）局に送付（12～1月）。

① 届出書を2部（地方厚生（支）局宛て及び連合会宛て）作成し、2部を連合会に届出。

【連合会が実施する内容】

② （略）

③ 回付票を添付し、届出書の1部を地方厚生（支）局に転送（週2回）。

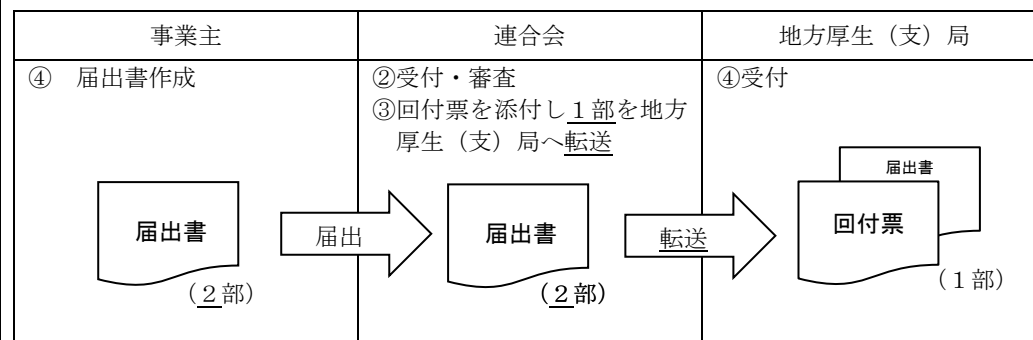
【地方厚生（支）局が実施する内容】

④ （略）

【連合会が実施する内容】

⑤ （略）

（ウ）毎年1回の現況届



【事業主が実施する内容】

① 届出書を2部（地方厚生（支）局宛て及び連合会宛て）作成し、2部を連合会に届出。

【連合会が実施する内容】

② （略）

③ 回付票を添付し、届出書の1部を地方厚生（支）局に転送（週2回）。

【地方厚生（支）局が実施する内容】

④ （略）

（2） （略）

4 （略）

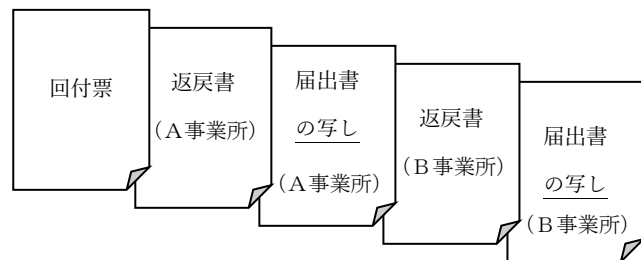
5. 連合会への書類送付

（1）（2） （略）

（3）連合会への書類送付

連合会に返戻する場合は、回付票に返戻する事業所の返戻書と届出書の写しを添付し送付する。ただし、回付票の「回答」欄に「不可」の記入がない場合（返戻する届出書の写しがない場合）は、回付票のみを電子メールで送付する。なお、連合会は、当該事業所に届出書を返戻する場合、地方厚生（支）局が作成した返戻書を添付し送付するものとする。

【連合会へ送付する書類の添付順序】



【国民年金基金連合会送付先】

（略）

6 （略）

（参考） （略）

【地方厚生（支）局が実施する内容】

④ （略）

（2） （略）

4 （略）

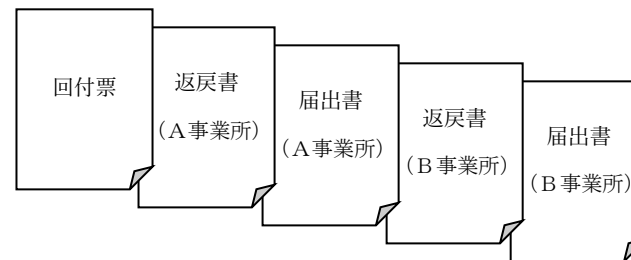
5. 連合会への書類送付

（1）（2） （略）

（3）連合会への書類送付

連合会に返戻する届出書を送付する場合は、回付票に返戻する事業所の返戻書と届出書を添付し送付する。ただし、回付票の「回答」欄に「不可」の記入がない場合（返戻する届出書がない場合）は、回付票のみを電子メールで送付する。なお、連合会は、当該事業所に届出書を返戻する場合、地方厚生（支）局が作成した返戻書を添付し送付するものとする。

【連合会へ送付する書類の添付順序】



【国民年金基金連合会送付先】

（略）

6 （略）

（参考） （略）